

公益社団法人日本農芸化学会北海道支部 奨励賞授賞内規

1. 公益社団法人日本農芸化学会北海道支部（以下北海道支部）に公益社団法人日本農芸化学会 北海道支部 奨励賞を設ける。
2. 北海道支部 奨励賞（正会員）は農芸化学の進歩に寄与するすぐれた研究をなし、なお将来の発展を期待し得る北海道支部所属の正会員に授与する。応募者は授賞の年の4月1日において満45歳以下であり、本学会会誌「Bioscience, Biotechnology, and Biochemistry」に発表済の論文が1報以上あること（BBB onlineに掲載されDOIが付いていること）を要件とする。受賞者には、賞状、副賞等を贈る。
3. 北海道支部 奨励賞（学生会員）は農芸化学の進歩に寄与するすぐれた研究をなし、なお将来の発展を期待し得る北海道支部所属の学生会員に授与する。応募者は既に学生会員でなくても、募集開始時点でその前年の3月末まで学生の身分であった者を含めるものとし（年齢は問わない）、本学会で筆頭での発表があることを要件とする。受賞者には、賞状、副賞等を贈る。
4. 北海道支部 奨励賞（正会員） 候補者は自薦、他薦とも受け付ける。推薦者は公益社団法人日本農芸化学会正会員でなければならない。北海道支部 奨励賞(学生会員)候補者は、公益社団法人日本農芸化学会北海道支部所属会員が推薦するものとする。応募は、それぞれ所定の用紙に記入して申請するものとする。
5. 推薦期間は2ヶ月間とする。
6. 北海道支部内に若干名の委員からなる選考委員会を設置し、選考委員長を互選する。
7. 選考委員会は候補者の中から、授賞の価値ありと認めたものにつき、北海道支部 奨励賞（正会員）1件、ならびに北海道支部 奨励賞（学生会員）2件以内を選び、そのおののちに選考理由をつけて、北海道支部長（以下支部長）に報告する。
8. 支部長は選考結果を支部参与会で報告し、その承認を得る。
9. 授賞は公益社団法人日本農芸化学会北海道支部講演会において行なう。
10. 受賞者は公益社団法人日本農芸化学会北海道支部講演会において、受賞内容を口頭発表するものとする。
11. 賞に要する費用は、公益社団法人日本農芸化学会北海道支部の経費をもってあてる。
12. この内規の改定は、支部長が提案し、支部参与会の承認を得る。